

習志野市教育委員会会議録
(平成26年第4回定例会)

- 1 期 日 平成26年4月23日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員 委 員 長 梓 澤 キヨ子
委 員 原 田 孝
委 員 貞 廣 齋 子
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 生涯学習部長 広 瀬 宏 幸
学校教育部参事 市 瀬 秀 光
学校教育部参事 早 瀬 登美雄
生涯学習部参事 結 城 修 一
学校教育部・生涯学習部参事 吉 川 清 志
学校教育部次長 田久保 正 彦
生涯学習部次長 櫻 井 健 之
学校教育部副参事 小 熊 隆
学校教育部副参事 井 澤 修 美
学校教育部副参事 鈴 木 博
教育総務課長 小野寺 良 夫
指導課長 小 宮 健
総合教育センター所長 山 下 良 之
社会教育課長 上 野 久
生涯スポーツ課長 片 岡 利 江
青少年課長 浅野目 俊 紀
青少年センター所長 佐久間 繁 美
菊田公民館長 佐々木 とも代
大久保図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 藤 木 義 久
学校教育部主幹 島 本 博 幸
生涯学習部主幹 佐久間 心 之
生涯学習部主幹 長 沼 仁

4 会議内容

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

星野委員が所用により会議を欠席する旨を報告

梓澤委員長が

報告事項(3)習志野市立幼稚園・保育所及びこども園に係る特別支援教育の実施に関する要領の改正について、を取り下げることにについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第25号ないし第27号及び報告事項(4)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議案等を公開の議案等の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成26年第2回臨時会、第3回臨時会及び第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年5月28日(水)午後3時に決定された。

報告事項(1) 平成26年習志野市議会第1回定例会一般質問について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

一般質問は平成26年2月27日から3月6日に行われ、18名の議員から、33件の一般質問があったことについて報告をするものである。

複数の議員から質問のあった、谷津小学校の児童数増加対応等、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の進展に伴う児童数増加対応に係る、谷津小学校の学区問題等について、習志野市通学区審議会からの答申を受け、2月5日に開催した教育委員会臨時会において、仲よし幼稚園跡地に建設予定の大型マンションの通学指定校を向山小学校とする旨を答弁した。

加えて、2月24日の教育委員会定例会において、奏の杜地域における未入居で、住戸数100戸以上の集合住宅が計画されている3つの街区について、暫定措置として、通学指定校を谷津南小学校とすること、さらに、今後は、通学区域の変更を踏まえ、開発事業者への周知等関係部局と連携する中で、児童数の推計を見極めたうえで、一時校舎や建替

え校舎の規模や配置など全体計画を作成するとともに通学バスの導入方法や運行期間、経費など児童増加対応に係る詳細計画を作成していく旨を答弁した、と概要を説明

小宮指導課長

県立特別支援学校開設の進捗に係る、現状と今後のスケジュールについて、新たに開設される仮称県立習志野特別支援学校は、袖ヶ浦東幼稚園の跡施設及び、袖ヶ浦東小学校特別教室の一部の改修工事を平成26年度に行い、平成27年4月に小学部として開校が予定されている。これまでに、地域の方々の理解を得るために、市教育委員会としては、袖ヶ浦東小学校のPTA運営委員会や、同校学校評議員会、袖ヶ浦東地区のまちづくり会議及び袖ヶ浦地区民生委員・児童委員協議会などで説明し、昨年末に県教育委員会同席のもと地域住民説明会を行ってきた。現在、県教育委員会では開設準備委員会を立ち上げ、2月17日には学校経営方針及び教育課程の検討を行ったという状況である。また、正式な学校名については公募によることとなり、2月18日からは校名の募集が始まっている。現在、県立八千代特別支援学校の中の開設準備室と県の改革推進課、本市教育委員会指導課とで連携を取り、準備を進めていく見通しである旨を答弁した、と概要を説明

小熊学校教育部副参事

災害に備えた安全対策に係る、幼稚園、小・中学校、高校の初動行動について、各学校では防災計画の作成に加え、初動行動が速やかに行えるよう、地震などの災害時を想定し、通報訓練や消防署員の指導による訓練の実施などを行っていること、また、職員は様々な場面を想定して、避難経路の確認や安全点検の徹底に取り組んでいる旨を答弁した。

このほか、教育委員会として、教職員の初動行動について、幼稚園・学校と連携の上、迅速・適確な行動がとれるよう、訓練や研修により能力向上を目指すとともに、緊急時においても、子どもたちが集団行動の中で、沈着冷静に規則正しく、迅速に行動するための防災教育も引き続き、あわせて実施するよう指導し、支援していくことを答弁した。

続いて、幼稚園、小・中学校、高校における、教師等の緊急地震速報の確認について、地震が発生した場合、身の安全を守ることを最優先し、状況に応じて可能な限り、近くにいる職員が、幼児・児童生徒に自分の身の安全を守るよう指示するとともに、あわせて、園内及び校内放送により避難連絡等を行い、ラジオやテレビ等で情報を収集し、状況に応じた行動がとれるよう努めているところであることに加えて、少しでも速く安全を確保するためにも緊急地震速報の確認は大切であることから、他市の動向も踏まえながら、緊急地震情報システムの有効活用について検討していく旨を答弁した、と概要を説明

上野社会教育課長

習志野文化ホールについて、平成25年12月議会以降の、平成27年4月からの市直営に向けた経営改善の進捗状況について、中でも具体的な運営方法の変更について説明した。今回の主な変更は4点あり、1点目は、開館日数の増加及び稼働率の向上であり、休館日を毎週水曜日から月2回の月曜日へと変更した点、2点目は、改修工事費用を鑑みた収益の増加であり、料金体系の大きな変更はないが、月曜日から木曜日までと週末とで利用料金を変えるよう変更した点、3点目は、受益者負担の見直しであり、リハーサル割引の撤廃や減免制度の全廃した点、4点目は、今後の消費税改正への対応で

ある。なお、これについて、2月の時点で文化ホールの利用者に周知した旨を答弁した、と概要を説明

原田委員

習志野文化ホールの減免制度全廃について学校や生徒への対応について伺いたい、と質問

上野社会教育課長

学校活動による文化ホールの使用に関しては、学校もしくは市教育委員会で予算措置をすることで対応し、ホール経理の「見える化」のためにも減免制度を撤廃する、と回答

原田委員

習志野高校や市内中学校の音楽会や演奏会の市民の入場料は無料でなくなるのか、と質問

上野社会教育課長

部活動に関しては検討に値するが、保護者の負担を大きくするか利用客に負担を転嫁するかを学校と協議していきたい、と回答

原田委員

小中学校では、楽器の購入などにより保護者負担はすでに大きいので、一般客から入場料を取り、保護者負担を軽減するなどの工夫はできないか、と質問

上野社会教育課長

開催日を平日にすることなどで調整は可能だが、学校活動を平日に行うことは難しく、夏休みに行うなど、対応を学校と協議中である、と回答

貞廣委員

一定規模以上の開発を行う場合、学校用地の確保やスクールバスへの援助など、時限的でもディベロッパー側からの補助を義務付ける、などの条例の策定を検討してほしい、と発言

小野寺教育総務課長

事業者にそのような負担を条例で制定して課すのは制度上不可能であると思う。大規模な宅地開発などが行われる場合、関係各課での事前協議が伴うので、その協議の中で申し入れていきたい、と回答

原田委員

大規模な宅地開発を行うにあたり、予め、事業者側が負担するということはできないか、と質問

小野寺教育総務課長

小中学校は義務教育施設であり、法律上、公立の小中学校は自治体に設置が義務付けら

れている。宅地開発又は中高層等の住宅建設等を目的とした開発については、関係各課の事前協議が伴うものとなっているので、このような状況があった場合は、教育委員会内で議論し、必要事項について申し入れていきたい、と回答

梓澤委員長

他にないようであれば、本日欠席の星野委員より、いくつか質疑をお預かりしているので、私の方から、代わりに質疑させていただきたい。

まず、県立特別支援学校の開設について、本校になるのは好ましいことであり、一刻も早く開校してほしいが、状況はいかがか。

次に、習志野文化ホールについて、文化事業は採算だけでその存続を考えられないと思うので、引き続き対応をお願いしたいが、いかがか。

続いて、現在、全国的に学校での道徳への関心が高くなっているが、向山小学校における特色として道徳教育を掲げている理由について伺いたい。

最後に、谷津小学校の児童数の増加について、今後も谷津地域規模の土地開発が発生しないとも限らないが、今後はどのように考えているのか、と質問

小宮指導課長

県立特別支援学校について、本年度より、県立八千代特別支援学校内に、開設準備室が立ち上がり、県立八千代特別支援学校教頭・主任の2名が専任で準備を進めており、県の改革推進課の専任者1名、開設準備室の専任者2名と共に準備を進めている。また、昨年12月に第1回の地域住民、保護者向けの説明会を開いたが、7月上旬を目途に、第2回目の説明会を開催する予定である、と回答

上野社会教育課長

習志野文化ホールについて、習志野文化ホールは音楽活動の拠点となるべきであり、採算だけでなく、市政の運営の中で、できるだけ活用を検討していきたい、と回答

小宮指導課長

向山小学校の道徳教育について、向山小学校では特色を今まで以上に出すために、道徳と異年齢集団との活動に力を入れており、数年にわたり、異年齢集団との交流を軸にし、道徳を研究要因としている。規模、児童数を考えて、道徳教育を円滑にすることが向山小学校にとってふさわしいためである、と回答

小野寺教育総務課長

谷津小学校の児童数の増加について、先ほど、委員から質問があった件にも関連するが、谷津南小学校は開発事業者が建設したという話がある。

これについて、住宅・都市整備公団が行う宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設及び公共施設整備、いわゆる学校教育法に規定する小学校など、に対しては、地域の地方公共団体が建設を行うのは建前だが、財政状況からみて、これを行うことが困難な事情にあるときは、事業者が協議のうえ建設を行うことができ、建物が完成した後に債務を事業者に対して償還することが可能としている。

これは五省協定というもので、当時の建設省、大蔵省、文部省、厚生省、自治省により了解事項として定められた制度である。

これを活用して谷津南小学校が建設されたもので、最終的には市が債務を負担しているものである、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

報告事項（２） 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

袖ヶ浦こども園開園、袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園の閉園等に伴い、文書管理規程の一部を改正したものである。具体的には、袖ヶ浦こども園開園に伴い、袖ヶ浦東幼稚園、袖ヶ浦西幼稚園の項を削り、袖ヶ浦こども園の項を加えたものである。併せて、市長事務部局の改正に合わせ、刊行物、ポスター等軽微な文書については、供覧の手続きを省略することができることなどの改正をしたものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

その他 子ども・子育て支援新制度について (学校教育課)

早瀬学校教育部参事

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正法」及び「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、子ども・子育て関連3法に基づく制度を指す。

新制度施行の背景には、「質の高い幼児期の教育・保育ニーズへの対応」、「待機児童対策」、「家庭や地域での子育て力の低下」が挙げられる。

また、こうした課題の解決に向けて、新制度では「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的に取り組みを進める。

新制度の開始時期については、消費税10%の引き上げ時期を踏まえ、平成27年4月を目途とし、当市においても昨年9月より学識経験者や保護者代表から成る「子ども・子育て会議」を開催し、前述の課題解決と「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、協議を開始した。今後、9月議会では保育度認定制度や給付対象施設確認制度等の運営基準の各種条例を上程し、10月より施設、事業認可や確認、保育度認定や利用申し込みの事務等を実施していく予定である。

新制度でのこども園・幼稚園・保育所の利用方法については、公立・私立、施設の区別なく市に申請窓口が一本化される。ただし、私立幼稚園については新制度への移行を希望するか否かは、その私立幼稚園の意思に委ねられており、対象とならない私立幼稚園では従来どおり各園で手続きを行うこととなる。

給付の全体構造については、認定こども園、幼稚園、保育所等を共通の給付制度で統一

し、国・県・市が公費負担し、財源を保障することで、教育及び保育しやすい体制を整える。国が設定する、1人の子どもを教育・保育するために通常必要な費用である公定価格と、国が上限を設定し、世帯の所得状況等を勘案して市町村が設定する利用者負担額との差額が国・県・市からの給付額となる。このことから、利用者負担額は公立・私立、どの施設も共通の制度でご負担いただくことになり、所得に応じた応能負担を基本として、国の基準をベースに市の実情に応じて設定することとなる。

新制度へ向けた習志野市の取り組みとしては、すでに子ども・子育て会議において、計画の基本理念が確定している。現在は、教育、保育、子育て支援事業の量の見込みとその確保方策を決定し、子ども・子育て支援事業計画については、平成27年2月を目途に策定する予定である。また制度を円滑に実施するために、前述した条例の制定をはじめ、新制度に対応するための組織、窓口の開設などに取り組んでいく。また、就学前の保護者への周知が重要であり、8月からすべての幼稚園、保育所、こども園等を会場として、約40回の説明会を予定している、と概要を説明

＜ 議案第25号ないし第27号及び報告事項(4)は非公開。

ただし、議案第25号については、平成26年6月2日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする >

議案第25号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について (社会教育課)

上野社会教育課長

新習志野公民館に指定管理者制度を導入するため、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものである。条例制定までの経過、理由、効果、なぜ新習志野公民館か、今後のスケジュールについて説明する。

経過については、指定管理者制度の導入を国で進めてきたが、平成17年から習志野市でも行政改革推進委員会から公民館への指定管理者制度導入の打診があった。この時点では、すべての公の施設で初めてのことであり、教育機関にはなじまないのではないかとということで保留となった。並行して、公民館運営審議会で、指定管理者制度の導入について議論していただいた結果、直営を前提とするかの検討も必要ではないかという要請を頂いた。この際、図書館への指定管理者制度の導入については教育委員会で議論していただいた結果、平成24年4月1日に図書館には指定管理者制度が導入された。これは市民からの反応も良く、これを背景とし、平成24年の市議会で、公民館でも指定管理者制度を導入すべきではないかという旨の一般質問があった。これらを踏まえ、昨年5月10日に公民館運営審議会の中で導入について検討していくこととなった。

理由については、習志野市が基本構想等で求めている自立的都市経営の推進、行財政改革の推進を具現化することであり、公民館事業の活性化に有効な手法ではないかと位置付けている。ただし、一度に全ての公民館に導入するのではなく、一館について施行し、今後の拡張性を検証していくべきである。

効果としては、サービスの向上と経費削減とが挙げられる。サービスの向上について1点目は、現在の本市の状況では全公民館に社会教育主事の配置は難しいが、それが可能となる。2点目は、開館日数の拡大であり、新習志野公民館では祝日でも開館する。その理由としては、利用サークル等は曜日を中心に活動しているためである。経費削減について

は、社会教育主事を配置することを勘案しても、1000万円弱の財政効果が見込まれる。

なぜ新習志野公民館かについて、他の公民館は複合化や廃止など、公共施設再生計画に位置付けられていること、そして、新習志野公民館のみが築約20年と他と比べて新しく、今後の活用が十分考えられることからである。管理・運営についても、新習志野図書館、市民課の西部連絡所があるため、拡張を検討しやすい。加えて、駐車場が大きく、周辺に公共の多目的広場があるなど立地条件も良く、様々な発想の中で自由な企画が作れる。また秋津や香澄地区は比較的新しく、柵も少ないので自由な企画が立てやすいためである。

今後のスケジュールについては、一番の課題は仕様書の作成であり、公民館運営審議会において、仕様書の作成、導入に伴う課題の洗い出しを、昨年度は5回、今年度は5回審議し、検討している。その他は議会を経由するので議会を中心としたスケジュールになるが、7月から指定管理者を公募する予定である、と概要を説明

貞廣委員

図書館の指定管理者制度導入は納得できるが、公民館の指定管理者制度導入は、今の説明ではその必要性を納得的に理解できない。説明にあったような活性化が指定管理者制度だとできて市の運営では何故できないのか。また、行財政改革の一環で公民館を活性化する、そのために指定管理者制度を導入するという理由も理解できない、と発言

上野社会教育課長

導入は慎重に検討しており、そこまでできる民間事業者がいるかも疑問ではある。意欲的な企業もあるが、3年間、1館に限定してモニタリングして評価していく、と回答

貞廣委員

公民館運営審議会の姿勢が急変したのはなぜか、と質問

上野社会教育課長

以前、導入不可となったのも1名差であり、これまでの公共施設への導入は好評であることや、市の運営では社会教育主事の確保が難しく、民間の活力の活用が、指定管理者制度導入の検討の核となった、と回答

貞廣委員

パイロットプログラムであれば、見直しが可能な形になっているべきだ。第9条の2の「行わせるものとする」という文言では、検証の結果が思わしくなかったとしても後戻りできないのではないか、と質問

上野社会教育課長

市の法務担当に確認したところ、「行わせるものとする」という表現であれば、万一の時、後戻りが可能である。「行わせなければならない」という表現では後戻りはできないが、「行わせるものとする」という表現であれば、市直営に戻すことが可能であり、これは法律的な言い回しであることを理解いただきたい、と回答

貞廣委員

後戻りすることも想定したパイロットプログラムでないと、市民の不利益になるのでは

と危惧される、と発言

梓澤委員長

社会教育主事は必ず公民館に配置しなければならないのか、と質問

上野社会教育課長

公民館への社会教育主事の配置は法律上、必置ではないが、習志野市が公民館は教育施設であるという姿勢を取る以上、社会教育の指導ができる社会教育主事を配置する姿勢は必要である、と回答

梓澤委員長

導入後の現場の公民館での課題はあるか、と質問

上野社会教育課長

サークルのあり方の検討、使用の予約方法の検討が挙げられる。新しい団体が使いやすいよう変更することも求められている。また、既得権の排除も課題であり、指定管理者が入ることで既得権がクリアされることが期待される、と回答

梓澤委員長

ほかはないようであれば、こちらにつきましても、本日欠席の星野委員より、いくつか質疑をお預かりしているので、私の方から、代わりに質疑させていただきたい。

まず、今回の指定管理者制度の導入について、今後、他の公民館にも導入する予定か。

次に、導入の経過についてはある程度理解できたが、導入する理由はいかがか。

最後に、公民館の長年の懸案事項も処理したいということだが、現在の体制では解決できないのか、と質問

上野社会教育課長

他の公民館にも導入するかについては、今回は1館のみの試行であり、拡大するか直営に戻すかは、現時点では確定していない。

導入する理由については、サービスの向上、経費削減、専門家である社会教育主事の確保と配置が挙げられる。

現状での懸案事項の処理については、今回を機に、民間を入れることで整理をしていく、と回答

原田委員

公民館は地域に根ざしたものであるが、民間業者を入れることで、その姿勢は崩れないか、と質問

上野社会教育課長

参入しようという民間業者は、公民館は図書館と違い、地域に根ざしたものであるという状況もよく理解しており、地域とのネットワークを構築するノウハウを持っている、と回答

植松教育長

試行錯誤しながら、先ほど挙げられた公民館における課題が解決されるかなどを検討した上で、より良くなることを目標とするが、状況によっては取りやめる勇気、直営に戻す、ということも確認済みであるので、ご理解いただけるとありがたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第26号 習志野市市史編さん委員会委員の委嘱について (社会教育課)

上野社会教育課長

習志野市市史編さん委員会委員の委嘱について概要を説明

採決の結果、議案第26号は原案どおり可決された。

議案第27号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課)

佐々木菊田公民館長

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について概要を説明

採決の結果、議案第27号は原案どおり可決された。

報告事項(4) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について (指導課)

小宮指導課長

秋津小学校学校運営協議会委員の任命について概要を説明

報告事項(4)は了承された。

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言